令和6年度温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会(第1回) 議事録

日時:令和6年10月17日(木)16:00~17:47

場所:Webによる開催

○事務局(三菱総合研究所・戸上)

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和 6 年度温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会(第 1 回)を開催いたします。

事務局より事務運営の一部を委託されております三菱総合研究所の戸上と申します。ど うぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員、オブザーバーの皆様全員に御出席いただいております。お忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の検討会はウェブにより開催させていただいております。開催の状況につきましては YouTube で同時配信し、動画は会議終了後にウェブ上で公開予定です。

ウェブ会議の開催に当たりまして何点か御協力をお願いいたします。通信環境に伴うトラブルの低減のため、原則としてカメラの映像をオフにしていただき、御発言の際のみオンにしていただきますようお願いいたします。また、御発言する際以外はマイクの設定をミュートにしていただきますよう、あわせて御協力をお願いいたします。御発言がある場合、御自身のお名前の右側にございます手の形のアイコンの挙手ボタンをクリックしていただくか、チャットにてお知らせいただきますようお願いいたします。通信の乱れ等、何かございましたら、チャットに御記入いただくか、あるいは事務局までお電話いただきますようお願いいたします。

それでは検討会の開催に当たりまして、事務局である環境省地球温暖対策課及び経済産業省環境経済室から御挨拶をお願いいたします。まず、環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室の杉井室長、お願いいたします。

○事務局(環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室・杉井室長)

環境省脱炭素ビジネス推進室長の杉井でございます。本日は委員、オブザーバー各位の皆様方に御参加をいただきましてまことにありがとうございます。

本検討会につきましては、後ほど詳細を説明させていただきますが、SHK 制度、企業の情報開示が様々な形で重要視される中で、その重要性も高まっているところでございまして、そうした時代の要請も踏まえつつ、制度について随時見直しを進めていきたいと思っております。この検討会においてより良い、それから企業の皆様の取組が進む SHK 制度になるよう、御議論いただきますようよろしくお願いいたします。

○事務局(三菱総合研究所・戸上)

ありがとうございます。続いて経済産業省環境経済室の若林参事官、お願いいたします。

○事務局(経済産業省環境経済室・若林参事官)

経済産業省 GX グループの若林でございます。委員の皆様方、オブザーバーの皆様、今日はお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

今日はSHK 制度の見直しということでありますが、一つは昨年からGX リーグに基づいてその目標の設定、あるいは実績報告、ダッシュボードの公表というものが、実態上、Scope1

と Scope2 を別にしてやられるような枠組みが SHK 制度とは別に動いているということが ございます。

それから、我々は2026年度に排出量取引制度の本格稼働に向けて検討を行っておりますが、その際にはScope1排出量に着目した制度というものを今検討しておりますけれども、その際にもScope1の排出量が別に開示されていればと思うところが非常に多くありまして、今回のSHK制度の見直しは非常に重要なことだと思っておりますので、私の方でもしっかりと議論に貢献をしていければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局(三菱総合研究所・戸上)

ありがとうございました。それでは次に本日の資料の御確認をお願いいたします。委員の 皆様には事務局よりあらかじめ電子データにてお送りしております。

まず、今投影しております議事次第に続きまして、資料1として委員等名簿。

資料2として開催要項。

資料3として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について。

資料4として直接排出と間接排出を区分した報告について。

資料5として任意報告の拡充について。

以上の資料となっております。資料の不足等がございましたらお知らせください。

それでは次に本日御出席の委員の御紹介をさせていただきます。資料 1、委員等名簿に記載されている順に役職とお名前を読み上げさせていただきたいと思います。

まず、ニッセイアセットマネジメント株式会社執行役員、井口委員。

○井口委員

井口です。よろしくお願いいたします。

○事務局(三菱総合研究所・戸上)続いて早稲田大学法学部教授、大塚委員。

○大塚委員

よろしくお願いします。

○事務局(三菱総合研究所・戸上) 続いて一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事・電力ユニット担任、工藤委員。

○工藤委員

よろしくお願いいたします。

○事務局(三菱総合研究所・戸上)

続いて京都市環境政策局地球温暖化対策室長、佐々木委員。

○佐々木委員

よろしくお願いいたします。

○事務局(三菱総合研究所・戸上)

そして CDP Worldwide-Japan ジャパン・マーケットリード、松川委員。

○松川委員

よろしくお願いいたします。

○事務局(三菱総合研究所・戸上)

こちらが委員の皆様になっておりまして、本検討会の座長については早稲田大学の大塚 委員に事前にお願いし、御了承をいただいております。

また、オブザーバーとして、日本経済団体連合会、日本商工会議所、内閣府、総務省、法 務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省、林野 庁、警察庁、金融庁の皆様に御参加いただいております。

それでは以降の議事進行について大塚座長、よろしくお願いいたします。

○大塚座長

どうぞよろしくお願いいたします。座長を務めさせていただきます大塚でございます。 温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度につきましては、平成 18 年より排出量の 公表によって事業者の自主的な削減取組を伸ばすことを目的として長年にわたって運用さ れてまいりました。

また、令和3年度に成立した温対法の一部改正を踏まえ、温対法改正を踏まえた温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会が開催されまして、デジタル化・オープンデータ化のための方策や任意報告の拡充等について議論されました。その結果を踏まえて、令和5年度からはEEGSの運用が開始されまして、全ての事業者の排出量データが公表されているところでございます。

更に報告・公表検討会の結果等を踏まえて、算定方法検討会において、算定対象や方法の 見直しも進められてきたところでございます。

ただ、2050年ネットゼロ社会の実現に向けては、企業の情報開示と削減取組の重要性はますます高まっておりまして、国内外で様々な取組が進められております。こうしたことを踏まえて、この検討会におきましては、SHK制度について継続的に議論をする場として設けられたものと理解しております。皆様の忌憚のない御意見を活発にいただければ大変ありがたいと思っております。

それでは本検討会の開催につきまして、資料 2 に基づいて事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局(環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室・杉井室長)

資料 2 につきまして事務局から御説明申し上げます。先ほどまさに大塚座長から開催趣旨につきましては御説明いただいたところでございまして、今般の 2050 年カーボンニュートラルに向けた様々な国内外の動向も踏まえまして、特定排出者の皆様方の排出削減がより前に進むという観点から SHK 制度の見直しを継続的に検討する場としてこの検討会を設置させていただきたいと考えております。

先ほど御紹介させていただいたように、検討会については学識経験者、研究者等から成る 委員をもって構成させていただいているところでございます。

本検討会につきましては、3. (5) にございますように原則として公開で取り扱わせていただきたいと思っております。ただ、公開することが適当でない場合、企業情報に関わる部分等を議論として取り扱う場合につきましては、座長の判断により非公開とすることがで

きるとさせていただければと考えております。会議資料の扱いについても同様と考えているところでございます。

なお、検討会の会議録につきましては、会議終了後に作成して、委員の確認を得た後、会 議終了後1か月をめどに公開させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○大塚座長

ただいまの御説明につきましてはよろしいでしょうか。もし何か御質問等がございましたらお受けしますが、よろしいですか。

では、議題に入らせていただきます。議題 1、直接排出と間接排出を区別した報告についてでございます。なお、今回は最初の検討会になりますので、事務局からまず温室効果ガスの算定・報告・公表制度の現状につきまして資料 3 によって説明いただくとともに、議題 1 について資料 4 に基づいて説明いただき、これらをまとめて議論したいと思います。

それでは事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局(環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室・杉井室長)

それではまず資料 3 から説明させていただきます。3 ページをお開きください。まず温室 効果ガス排出量算定・報告・公表制度でございますが、今画面に映っておりますように地球 温暖化対策の推進に関する法律の一部として対応させていただいているものでございます。 左下に記載されている赤囲みの部分でございます。

この制度でございますが、企業の皆様、あるいは自治体の皆様が温室効果ガスを一定量排出している場合に自らの排出量の算定と国への報告を義務づけて、報告された情報を国が確認した上で公表するという制度でございます。

制度の目的といたしましては、排出事業者自らが排出量を算定することによって自主的 取組を促すための基盤となるということと、情報を公表、可視化することによって国民、事 業者全般がこうした自主的取組を後押しする気運の醸成を図るということを目的としてい るものでございます。

対象となります排出量の種類でございますが、基礎排出量と調整後排出量に今分かれているものでございます。基礎排出量につきましては自らの事業活動に伴って直接的・間接的に排出された温室効果ガスの排出量の合計値を基礎排出量として求めておりまして、調整後排出量はその合計値を基本としましてクレジットの無効化を考慮し、調整した排出量を調整後排出量としてあわせて公表させていただいているものでございまして、その対象となります温室効果ガスにつきましてはエネルギー起源の CO_2 、それから非エネルギー起源の CO_2 、これは燃料を使用して燃焼したことによってエネルギーを発生する場合に生じる CO_2 以外のものでございます。それ以外の通称 6 ガスと言われておりますメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等、ここに載せられている 6 つのガスが対象となっているところでございます。

報告の対象となります事業者でございますが、ここに三つの区分を設けております。一つ目はエネルギーを使用する事業者でございまして、これは省エネ法に基づいた報告をいただく形になっておりますが、全ての事業所のエネルギー使用量の合計が1500kl/年以上の事業者を対象としております。

更に、自らの事業活動に伴って他人または自らの貨物を輸送している事業者につきましては、特定輸送排出者として一定量の輸送、例えばトラックですと 200 台ですとか、鉄道ですと 300 両といった一定量の輸送機器を持っている事業者に対して排出量の報告を義務

づけているところでございます。更にそれ以外の事業者であって、温室効果ガスの種類ごとに排出量が CO_2 換算で年間 3000 トン以上の事業者に対しても報告を義務づけているところでございます。

このSHK制度、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度のそれぞれの頭文字をとってSHKと呼んでおりますが、この制度の基本的考え方について改めて整理をさせていただいたものでございます。まずは事業者の排出実態に即した算定を実施するということ、そして、これはそれぞれのその時点の最新の科学的知見に基づきまして排出量の対象となる幅広い活動を算定対象としておりまして、基本的には国家インベントリと合わせた形で算定対象を決めているところでございます。

二つ目に、非常に多くの対象事業者がございますので、事業者の算定報告負担を軽減する という形をとっております。省エネ法の枠組みを活用しているのもその 1 点でございます し、後ほど説明させていただきますオンラインの制度もその一つでございます。

三つ目に、事業者の削減努力を可能な限り反映する制度ということで、事業者の取組が促されるような制度をまとめているところでございます。これについては次のページで詳細を説明させていただきます。

まず事業者の自らの削減努力を反映するという意味で、基礎排出量においては基本的な 算定方法をもとに排出を求めていただく一方で、電力事業者から供給された電気や電源の 種類、あるいは証書による環境特性の違いを排出係数に反映する事業者別排出係数という ものを設定させていただいております。今、電気の新基礎係数について制度改正を進めてい る中で、熱・ガスについても同様に事業者別係数を導入する予定にしているところでござい ます。更に、現時点ではこれらの事業者別排出係数については調整後の排出量で計算すると いうのがベースとなっているところでございますが、この部分を今後、基礎の排出量に位置 づけることによって基礎排出量で事業者の取組実態、いわゆる再生可能エネルギーメニュ ーも含めて、エネルギーの選択によってどれだけ削減努力が達成されているかということ を反映する予定としております。

また、それ以外にクレジット等の取組、あるいは、更に今検討しておりますが、CCUSの取組や森林吸収の取組も反映する形で事業者の取組を、より反映するという形に制度を変更しつつあるところでございます。

全体のボリューム感でございますが、現在合計で1万3284の事業者の方々に御報告いただいているところでございます。ざっくり言いますと、製造業で大体この半分くらいでございまして、公務、いわゆる自治体や国の機関ですと大体2000程度の事業者の方々に御報告いただいているところでございます。

更に、SHK 制度につきましては、先ほど説明させていただきました基礎調整後の排出量に加えまして任意で事業者の取組についても報告いただけるといった制度となっております。この詳細については後ほど説明させていただきます。

最近この SHK 制度につきましては、先ほど大塚座長からも御紹介いただいたように、令和 3 年度の温対法の改正を受けまして電子システムでの報告に大きく舵を切ったところでございます。こうしたデジタル化の促進を検討するために令和 3 年 9 月に温対法の改正を踏まえた温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の検討会を設置し、2 回御議論をいただいたところでございますし、更に令和 4 年 1 月からは国内外の状況の変化、それからインベントリの変更等に対応した算定活動あるいは算定方法の見直しについて、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会、通称算定方法検討会と呼んでおりますが、こちらで議論を進めていただいているところでございまして、現在令和 4 年 1 月から 9 回の議論を重ねているところでございます。

次に 13 ページでございますが、今言及させていただきましたオンライン、報告の電子化の部分について状況を報告させていただきます。

14 ページになりますが、現状、令和3年度の法改正で導入した省エネ法、温対法、フロン方の電子報告システム、通称 EEGS と呼んでおりますが、これについて取組を進めているところでございまして、今画面上に表示されておりますように令和4年度報告、これは令和3年度実績でございますが、その報告からデジタルで実際の報告作業、それから結果の公表を行っているところでございまして、説明文では令和3年度となっておりますが、令和3年度実績からウェブサイトで集計結果の公表が行われているところでございます。

更に、オンライン化によりまして今までは実際に企業の皆様から報告いただくタイミングから公表まで 2 年程度の時間がかかっていたところでございますが、この短縮に貢献しているところでございます。 令和 3 年度実績の報告につきましては 1 年半程度の期間を要しているところでございますが、徐々にそのスパンを短くして、できるだけ 1 年をめどの報告ということを進めていきたいと考えているところでございます。

なお、公表内容につきましてはそれぞれの事業者の報告のみならず、特定事業者の業種別、 あるいは地域別等の分類等もデータベースで確認できるような形になっております。

この結果、EEGS システムを通じて報告いただいている事業者の皆様方は現在 8 割を超えている状況にございます。ただ、この部分を 100%に近づけていくことで、より公表までの時間が短くなるということでもございますので、各報告の対象事業者に向けて様々な周知活動を進めているところでございます。

令和6年6月から、EEGSシステムで、先ほど報告対象の事業者になっていた事業者以外、いわゆる報告義務対象者以外の事業者に対してもこのシステムを解放しております。その結果、このシステムを使って温室効果ガスの直接・間接の排出量を確認できるとともに、実際にほかの対象義務者と同様に公表ができるという状況になっております。まだ取組が始まったばかりですので実際にこれを使って報告いただいている事業者は1社にとどまっておりますが、これを広げることによって温室効果ガスの公表のプラットフォームとしていければと考えております。

これまでまとめさせていただいた中での課題点について少し整理をさせていただきました。1点目の電子報告の原則化についてでございますが、8割と多くの事業者に参加いただいておりますけれども、この報告率を、より100%に近づけるための取組が必要と考えております。

更に、公表データの活用についてでございます。現在、EEGS につきましては毎日 150 件程度のアクセス数があるところでございますが、全国 1 万 3000 社の排出量を示しているデータベースというのは我が国唯一のものでございますので、これを Scope 1、2 のみならず、Scope 3 の開示の参考情報とする等、閲覧をより広めるための普及・啓発も必要と考えております。

更に、後ほど詳細を説明させていただきますが、任意報告の制度がございますが、なかな か活用が進んでいないところでございます。この部分について、せっかく制度発足当時から 導入されている任意報告制度でもございますし、様々な形で拡充も進めているところでご ざいますので、その部分の拡充を図ることが課題となっているところでございます。

本検討会におきましては、21ページにありますように、こうした課題感も踏まえまして、SHKの報告制度、報告方法について随時見直しを行っていただくための議論をしていただければと考えております。その上で、冒頭に若林参事官からも言及がございましたように、直接・間接を区分した報告・公表制度の見直し、任意報告の見直しについて本日は議論をいただきたいと考えているところでございます。

続きまして資料 4 に移らせていただきます。今言及しました直接・間接排出を区分した報告についてでございます。現状 SHK 制度におきましては燃料の使用と電気・熱の使用に伴う排出量を合算した、いわゆる直接・間接排出を合算した報告・公表がされているところでございます。

一方で、先ほど若林参事官からも言及がありましたように、ほかの排出量開示制度、いわゆる GX リーグですとか、あるいは GHG プロトコルのような国際標準におきましては、直接・間接を区分して報告を求めるという向きが一般的になっているところでもございまして、その部分と SHK 制度で乖離が生まれているような状況が生じているところでございます。

また、直接排出につきましては、まさにカーボンニュートラルに向けて省エネ以外の様々な企業の皆様の原材料調達ですとか、あるいは製造プロセスの変更ですとか、そういったところで削減が今後はより求められているところでございますが、それをより反映するためには直接排出というところが欠かせないところでございます。

一方で間接排出、いわゆる電力事業者ですとか熱供給事業者から供給されるエネルギーの部分についてはどうしても削減取組が自社の取組のみでは難しい部分もございますので、この部分はある程度区分して、わかるように表示をすることによって、それぞれの個社の取組がより一層進むための後押しになるのではないかと期待しているところでございます。

なお、現状におきましても、報告に当たりましては電気の使用量、あるいは熱ガスの使用量から排出係数を掛けて計算をし、それぞれ自らの燃料の使用量も排出係数を掛けて計算していただいておりますので、新たな計算の手間がかかるものではございません。

こちらにつきましては現状でございます。現状は、エネルギー起源 CO_2 という形で、下の欄にありますような燃料の使用、それから他社から供給される電気、あるいは熱の使用量をそれぞれ合算した数字を報告いただいているところでございます。それをこういった形で分けて報告させていただくということを是非導入させていただきたいというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大塚座長

ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問をいただければと思います。最初でもございますので、恐れ入りますが、名簿の順番に御発言をいただければと思います。

井口委員からお願いしてもよろしいでしょうか。

○井口委員

御紹介をいただき、ありがとうございます。今回から参加させていただくことになりました。私は投資家で情報の利用者となります。また、サステナビリティ開示基準を策定しています SSBJ の委員もしておりますので、SHK 制度の議論に参加させていただくことは非常に有り難く思っております。

最初なので、少しだけ基本的なスタンスを申し上げさせていただきますと、SHK 制度は上場企業ばかりが対象ではないと思いますが、これは皆様には釈迦に説法になってしまいますが、グローバルのサステナビリティ開示基準である ISSB 基準では、気候変動に関わる基準において原則 GHG プロトコルに基づいた排出量の開示が要求されるという状況になっております。この委員会のマンデートではありませんが、算定方法、それから報告方法も、

グローバル企業との比較といったことにおいて、可能な限り GHG プロトコルにそろえていくということが望ましいのではないかと思っています。

私は利用者ではありますが、複数の排出量を計算することになる上場企業さんにとっても望ましいですし、あるいは GX リーグの排出権取引市場で保証等を一部求められていると理解しておりますが、保証業者の方も、この保証をそのまま有報開示の保証にも使えるようになるので望ましいことになると思っております。

また、今、御説明いただいた直接排出と間接排出につきましては、そういったスタンスということもありまして、GHG プロトコルでいう Scope1、2 に当たると思いますが、こういった整合性という意味でも望ましいと思っております。また、これも御説明がありましたように、Scope 1、2 とは性格が違いますので、当然、企業さんの削減に向けた取組も直接・間接で違ってくると思っておりますので、事務局が御提示のように分けるということがよろしいのではないかと思っております。

以上でございます。

○大塚座長

それでは工藤委員、お願いいたします。

○工藤委員

御説明ありがとうございました。いわゆる SHK 制度そのものの考え方といいますか、原則のようなものを非常にクリアに捉えて、それに伴った制度的な改定のようなことが順次行われてきているといった流れについて十分に理解できる説明でございました。

そういった中で、特に EEGS のあたりの取組については、この制度そのものの信頼性なり効率性をより高めるような効果が期待される取組だと理解しているので、そういった取組をぜひ継続して行っていただければいいかと思っております。

特に報告の迅速化というお話がありましたが、迅速化を行うことに伴って、より足元のリアルなデータに社会全体がアクセスできるということもとても大事ではありますが、その一方で、手間暇をかけて、いろいろな意味で、時間等、若しくはしっかりとした確認が必要となるような部分というものも当然出てくるかと思います。そのあたりについても、デジタル化を通じて、いろいろな意味で効率性なり信頼性を担保するようなことを適宜確認しつつ、必要に応じて修正等も含めた再検討を行うという流れが重要かと思っております。

また、実際問題として他の政策措置との活用可能性ということについては最初の御挨拶の中でも出てまいりました。やはり政策というものは、特に複数の政策との重複性がある形の中で、できるだけ効率的に制度運用若しくはデザインを検討するということが大事ではないかと思います。そういう意味で、他の取引制度等とのいろいろな取組等の中で、連携可能性があるところについてはそういった形で適宜検討、そして柔軟に対応していくことが重要かと思っております。

そういう意味で、政策の目的がいろいろと変化する中で、今までのような直接排出と間接 排出量を統合化したデータの開示に加えて、それを分離して開示していくといった方向性 については異論はございません。

特に、これは確認的な内容ですが、報告、情報を供給する方々、若しくはそれを収集して チェックも含めて管理をされる側の方々の費用なり手間的な観点もそれほど大きく負荷が 高まらないという御説明をいただいたので、ぜひそういった方向性で検討いただければい いのではないかと感じました。

以上でございます。

○大塚座長

それでは佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

私どもは基礎自治体といたしまして SHK 制度に基づいて報告を行っている立場、それから京都市として独自に、SHK 制度を参考に地域の事業者に対して報告書制度を運用しているという立場で参画をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の直接排出と間接排出を区分して報告するということにつきまして、その趣旨について理解いたしますとともに、今回そういった形で分けて報告をするということに伴う新たな作業を追加するものではないということで、この点については配慮いただいているものと感じておりまして、特段の異論はございません。

また、参考でございますが、京都市は、先ほど申しましたとおり、SHK 制度を参考に独自に報告書制度を運用しておりますが、京都市の場合は 3 か年を一つの計画期間として一定割合以上の GHG 排出量の削減計画の提出を求めているものですが、私どもの直近の実績値では 9.3%の排出量を削減しているということで、確実に効果が現れていると感じているところでございます。

京都市といたしましても今回の見直しを参考にいたしまして、引き続き国とも整合を図りながら取組を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚座長

松川委員、お願いいたします。

○松川委員

CDP の松川と申します。よろしくお願いいたします。CDP をなぜここに委員として呼んでいただいたかというと、グローバルで GHG プロトコルに基づいた気候変動、また、そのほかにも水セキュリティやフォレスト等の環境に関する情報をプラットフォームに開示していただくということで、昨年ですと 2 万 3000 社以上の企業が開示をするプラットフォームを運営しています。その中にもちろん日本企業さんもたくさんいらっしゃいまして、昨年ですと約 2000 社、上場企業、プライム企業がもちろん一番多いですけれども、その皆さんが CDP の質問書に回答してくださっているので、できるだけ手間を二重にしないようにということを環境省さん等ともいろいろと議論してきたところです。

今回の改定に当たり、どういう整合ができるのか、あるいはそれぞれ別々に使われるものですから、どうやって切り分けたらいいかといったことをお話ししたいと思っています。

そして間接と直接のお話ですと、GHG プロトコルですと Scope1、Scope2 に当たる部分だと思いますが、合計して使われるということはもちろんかなり多いですけれども、重要なところとしては、それぞれどのように削減していくかという目標設定であったり、その方法についてプランを作っていくということが重要で、それがないとなかなか削減の道筋が見えてこない点があります。その場合には Scope1 と Scope2、直接と間接というのは方法論が違うと思いますので、それぞれがどういう進捗なのかということを見ていくためにも別々に分けて報告していただくということが有効なのではないかと思いますので、この案には私も賛同いたします。

ただ、やはり GHG プロトコルですと、国内のみではなくグローバルなグループ会社全体の排出になりますので、そことどこが一致していてどこが違うのかというところも企業の

中では明確に分けなくてはいけないということだと思います。その点は次の課題として挙げさせていただきたいと思います。

以上です。

○大塚座長

私からも一言だけ申し上げさせていただきます。特に直接と間接を分けるという点が今回の重要なポイントになると思っております。今まで企業様におかれましては省エネの努力が主だったところがありますが、制度の見直しも配慮になったということでございます。これは杉井室長もおっしゃったように、この制度が最初に入ったときは自主的取組の気運の醸成といったことが制度の大きな目的でしたけれども、それは今でも変わっていないところがあると思いますが、プラスして先ほど若林参事官もおっしゃったように排出量取引の時に Scope1 の数字が要るといったこともあり、まさに工藤委員がおっしゃったように政策の間でお互いに活用しながら統合して総合的に動いていくというのは非常に重要なことだと思いますので、この SHK 制度もプラスして新しい機能が追加されていくということだろうと思って大変結構なことだと思っているところでございます。

私の意見は以上でございます。事務局から何かコメントしていただくようなことはございますか。

○事務局(環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室・杉井室長)

ありがとうございます。特段質問があったという形ではないかと思いますが、井口委員及び松川委員からも御指摘がありましたように、GHGプロトコルの動きというのは非常に重要であると我々も考えております。まさに井口委員がおっしゃったように、本SHK制度はGHGプロトコルで御報告いただく企業以外の事業者の皆様、特に自治体が多く報告しておりますので、100%整合するという形が適切かどうかという部分はございますが、一方で企業の皆様の二度手間になってしまうことはできるだけ避けるべきだと思っております。ですので、このSHK制度の義務となる部分での変更もそうですが、一方でEEGSというシステムもございますので、その中で計算の調整を可能にするといった部分も含めて、より柔軟に対応できるような工夫は進めさせていただきたいと思っております。

また、工藤委員から御指摘がありましたように、EEGSが導入されたことによって、電子情報で開示をいただくということで短期間になる部分に加えまして、チェックをする側におきましても異常値を電子的に判明することが可能になったり、チェックをする側の負担の軽減にもつながっているところもございますので、EEGSシステムは随時制度のシステムの見直し等は進めておりますが、その部分で、より効率的に、それは企業側も審査をする国の側も効率的にできるようなシステムを構築するよう努めていきたいと考えているところでございます。

○大塚座長

オブザーバーの方からも御意見を聞く必要がございますが、若林参事官から今の時点で何かございますか。

○事務局(経済産業省環境経済室・若林参事官)

皆様方、貴重な御意見をどうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願い します。

○大塚座長

それではオブザーバーの方からも御意見、御質問をいただきたいと思います。御発言をいただける場合、挙手ボタンをクリックしていただけますか。

経団連の笠井様、お願いいたします。

○日本経済団体連合会·笠井様

主に事業者、開示側の立場から申し上げたいと思います。まず資料3に関しましては、報告の電子化といったこれまでの取組を評価したいと思います。事業者負担軽減の観点から、先ほど事務局からも説明がありました通り、他の類似の制度との間で、できる限り二重の報告の手間を省いていただきたいと思います。そうした観点から引き続き EEGS の改善を期待いたします。

続いて、資料 4、直接排出と間接排出の区分についてです。事業所ごとに両排出量が公表されると理解しています。間接排出量の大半は購入電力の由来であることから、排出係数で割り戻すといった計算をすると事業所ごとの購入電力量が推計可能になるといったこともございます。製造業者にとっては、購入電力量はコスト構造にかかる重要な情報で、企業秘密に類するものでもありますので、懸念の声もございます。

また、一部の業界では、上流の工程で発生した副生ガスを燃料にして共同火力で発電することにより、その電力を購入して生産に利用するといった取組もしています。こうした取組の中では、直接排出と間接排出が密接に連動する形で省エネ効果を上げている取組もございまして、それぞれの総量を別個に公表して評価する意味が乏しいのではないかという声もございます。この点について事務局の見解をお伺いできればと思います。

いずれにしても、それぞれの業界や企業の事情を勘案して有益な制度設計を検討いただきたいと思います。

この点にも関連してもう一つお伺いいたします。経済産業省の若林参事官から GX リーグや排出量取引制度についてお話がございました。SHK 制度上、今は任意報告事項となっている気候変動関連の目標をはじめ、SHK 制度とそれらの制度との関係性について、今後どのように議論を進めていくお考えなのか、現時点での想定についてお伺いできればと思います。

以上です。

○大塚座長

オブザーバーの方々からまとめて御質問、御意見をいただきたいと思っておりますが、ほかにはいかがでしょうか。

日本商工会議所の皆藤様、お願いいたします。

○日本商工会議所・皆藤様

今回議論になっている間接排出・直接排出を分けることについては、おっしゃるとおり世の流れとしてはあってもいいかと思っております。私ども商工会議所が春先に実施したアンケート調査では、6.4%と非常に少ないですが、関係先から温室効果ガス排出量の具体的な削減目標や進捗報告が求められているということなので、中小企業においても少しずつ直接・間接を分けて、より具体的なものが求められるようになっていくのではないかと思っております。そういった意味で、今回の見直しの方向性というものはよろしいのではないかと思います。

一方で、ほかの先生方からも多々御意見ございましたけれども、やはり企業負担の軽減、 特に中小企業においては、ご存じのとおり、マンパワー、ノウハウが非常に不足している中 なので、電子化や報告の簡素化といったものにも御配慮いただいていることと、それを引き 続きお願いできればと思っています。

最後に、経団連の笠井様からもありましたが、一方で今後の見通し、最初は努力義務や比較的低いハードルであったとしても、これがどの程度でどう変わっていくのかといったある程度の先の見通しというものも何かしらお示しいただけると有り難いと思っています。 以上でございます。

○大塚座長

ほかにはいかがでしょうか。

それでは御発言いただいたということだと思います。事務局から御回答をお願いしたい のですが、よろしいですか。

○事務局(環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室・杉井室長)

まず経団連様からいただいた意見についてでございます。事業所ごとの排出になると数字として見えやすくなってしまうという懸念があるということで、確かにもっともな部分があると思います。一方で、事業所ごとで様々な取組を確実にされているという部分では、そういった取組がよりわかりやすくなるという良い面もあると思ってはおりますが、恐らく、いま各事業所においては、直接単純に係数を掛けて反映されている多種多様なエネルギーを使われていると思うので、どういったエネルギーを使っているかということが直接的には見えない部分がございますので、かつてのように完全に電気のみを使っているとかガスのみを使っているという頃に比べると、取組による変化ということで、1対1対応で見えにくくなっている部分はあるかとは思いますけれども、当然ながら本制度は、御承知かとは思いますが、開示について合理的な理由がある場合については開示をしないといった選択肢をとるといった制度もございますので、具体的にお困りの部分についてはよく御相談をさせていただきたいと思っております。

また、副生ガスの部分につきましては、確かに副生ガスを利用すると全部直接排出に含まれてしまうので、間接の部分との区別がわかりにくい、どちらかという反映しにくい部分があるという御指摘だと思います。恐らく副生ガスの取組という部分については、任意開示の部分ではございますが、その部分をしっかりと示していただくことによって、副生ガスを使うという形によって CO_2 の削減につながった取組を表示していただくという形で、その取組がより見えやすくなるという部分はあると思いますが、公表された側でどのように対応できるかという部分については別途しっかりと公表のマニュアルの在り方といったところも含めて対応させていただきたいと思います。

また、日本商工会議所様から御指摘がありましたように、当然ながら中小企業の方々も多く参加いただいておりますので、引き続き取組がより簡易にできるようにシステム面についての説明も含めて対応させていただきたいと思います。

○事務局(経済産業省環境経済室・若林参事官)

経団連の方から算定ルールについての考え方について御確認がありました。算定ルールは、まさに GX リーグは現在第 1 フェーズということで、2023 年から 2025 年度の排出量を算定し、それをベースにした試行的な排出量取引制度の実施というものをやっています。それに基づく算定のルールは、原則として SHK 制度をベースにしたものとして設計をして

おります。その理由は、まさに平成 18 年から SHK 制度が施行されていて、企業の皆様にもこれが算定の基盤として根づいているということも加味した上でこのようにしております。

今後、本格稼働していく排出量取引制度においてどのような算定ルールにするかということは現状では決めているわけではありませんけれども、排出量取引制度での算定の在り方、企業の皆さんのお声を聞きながら、そのあたりについて検討をしっかりと深めていきたいと考えております。

以上です。

○大塚座長

それでは議題 1 の直接排出・間接排出の区分に関して更に御異論等がございましたらお願いいたしたいと思います。

経団連の笠井様、いかがでしょうか。

○日本経済団体連合会·笠井様

先ほど若林参事官から御回答いただいた点につきまして、SHK制度における義務的な報告、任意報告をどのようにしていくかは、まさにこれから排出量取引制度が本格稼働していく中で、その制度設計と密接に関係するということだと理解しました。企業としても経済界としても、そちらの制度設計にしっかりと意見を述べていきたいと思っております。それを前提に、しっかりと整合性をとる形で、SHK制度がどうあるべきかという点について今回意見を述べていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚座長

ありがとうございます。見直しの内容については御異論がなかったようでしたが、事業者の意見を丁寧に聞くべきだという御意見がございました。今後の見直しに当たっては、更に報告対象の事業者の御意見を聞く等、報告事業者の理解を得た上で進めていっていただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題 2 に移りたいと思います。任意報告の拡充について、資料 5 に基づいて事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局(環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室・杉井室長)

資料 5 の 2 ページを御覧ください。先ほども言及させていただきましたように、任意報告という制度がございます。任意報告につきましては脱炭素化に積極的に取り組む事業者が評価される、あるいは報告された情報の社会的理解や適切な評価を促すという観点からその範囲を定めていくことが重要だと考えているところでございます。

ただ、現状では、下の表にもございますようにまだ 42 事業者ということで、1 万 3000 事業者がある中では 1%未満にとどまっているといった状況でございます。

3ページ以降は任意報告の事項でございます。例えば3ページですと、3.にございますように省エネの取組状況や再生可能エネルギーの使用状況、あるいは5.にありますようにサプライチェーン排出量の削減取組の状況、あるいは他社の温室効果ガスの排出量の削減に貢献する取組、削減貢献量に関する情報等も任意報告の対象となっておりますし、4ページにございますように気候変動目標に関する情報、いわゆる SBT でございますが、あるいはTCFD 提言への賛同等、国際的な動きに対する対応状況等も報告の対象となっているところでございます。

5 ページは、その報告を行われていた回答の状況でございます。48 件とサンプルは少ない状況でございますが、排出削減の実際の取組の状況ですとか、原単位が変わると排出量はどうしても大きく変わってきますので原単位の変化の状況等について御報告いただいているものが多いといった状況でございます。

続きまして 6 ページ以降でございます。今回特に御議論いただきたい点としましては、 算定制度検討会の方で議論させていただきましたカーボンリサイクル燃料の扱いについて でございます。令和 6 年 6 月の温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度における算定 方法検討会におきまして、CCS 及び CCU の扱いについて議論をさせていただきました。 ここにおきまして、いわゆる CO_2 の回収においてこの回収した CO_2 をカーボンリサイクル 燃料として利用する場合の取扱いについて議論させていただいたところでございます。

この議論の結果、原排出者、いわゆる CO_2 が最初に出てきたところでございますが、それと利用者、これはカーボンリサイクル燃料を実際に利用する利用者のことでございますが、この合意によって排出削減価値を移転できるという枠組みを導入したいと考えております。

端的に申しますと、原排出者、いわゆる CO_2 を実際に排出して、空気中に出さずに回収した原排出者のところでは CO_2 を回収したけれども、排出したとみなす一方で、回収価値についてカーボンリサイクル燃料を利用する利用者、例えば合成メタン等がそれに当たりますが、その利用者でカーボンリサイクル燃料を利用した際には排出しないという形でゼロカウントとするというようなことが一例として考えられるところでございます。

ただ、この場合、今も申しましたとおり、原排出者のところでは、せっかく CO2 を回収したにも関わらず回収の効果が SHK 制度では見えないという形になってしまうところでございまして、この部分について実際にその価値が移転した場合の回収した量、いわゆる削減価値に貢献した取組については任意報告欄に特記する形で回収量を記入するということで、それをしっかりと SHK 制度で価値を表せるような形にできないかということが算定検討会で議論されたところでございまして、ここの部分はまさに報告・公表に関わるところでございますので、本検討会でも議論をいただきたいと考えているところでございます。

実際の案につきましては、方向性(案)に書かせていただいているとおりでございまして、下の実際の具体の記載欄にございますが、二酸化炭素を大気中に排出せず、回収して製品等に利用することで、ほかのものの温室効果ガスの排出量の削減に寄与した量、これを通称回収量といま呼んでおりますが、その量と、実際にどこに使われたか、例えば合成メタンの製造に使われたといったものについての情報を記載いただくということを今回新たな任意報告の対象として拡充してはどうかと考えているものでございます。

続きまして Scope3 の関係でございます。こちらは今回新たに何かを導入するということではございませんけれども、先程来議論されておりましたように、Scope3 は扱いが非常に大きくなっておりますので、この部分の現状と SHK 制度においてこういった状況を踏まえてどういった改善が考えられるかということについてざっくばらんな御意見を頂戴できればというものでございます。

皆様御承知のとおり、先程来お話がありましたように、SHK 制度は真ん中の Scope1、2 のみを義務的に報告いただいているところでございます。

11ページにありますように、Scope3というのは非常に幅が広いものでございまして、原材料の部分から製品の利用、それから廃棄までの幅広い分野での排出をカウントするものでございます。

現状の SHK 制度におきましても、先ほども御紹介させていただいたように、左上の (1) にありますように温室効果ガス排出量及び調整後排出量以外の排出量の報告におきまして、

①でサプライチェーン排出量の算定、削減の取組について報告いただけるような形になっております。

②の企業グループ全体の温室効果ガス排出量ということで、サプライチェーンで排出量を報告する場合もありますし、そういう意味で Scope3 という形で御報告いただけるような枠組みも設けております。ただ、現状では任意報告として報告いただいている事業者さんはいらっしゃらないところでございます。

続きまして13ページでございます。Scope3の算定につきましては、なかなか難しく、まだ統一的なところがない部分でもございます。①にありますように関係する取引先から1次データとして排出量の提供を受ける方法というのが一番排出量に合致したものではございますが、これにつきましてはそれぞれの取引先からの排出量を求める必要がございますのでなかなか負担が大きいものでございます。

一般的には活動量と排出原単位を掛ける形で算定して、簡易的に算定をするということが一般的でございます。ただ、その場合におきましては取引量が多い場合、あるいは実際の取引額が多い場合に排出量が多くなってしまうという形になりますので、実際に炭素集約度が低い製品を購入したとしても、量が多ければ排出量が多くなってしまう、あるいは重量が多ければ排出量が多くなってしまうということで、実際の具体的な排出削減取組が反映しにくいという状況になっております。

実際にこういう状況でございまして、現状としてはScope3を算定いただくということは、企業の皆様にとってどこが排出量が多いのかというホットスポットをつかんでいただいて、そこの削減取組を進めていただくための参考になるものではございますが、個々の数字について単純に比較するというのは結構難しいような状況になっているところでございます。現状では、先ほども議題になりました GHG プロトコルにおきましても、あるいは ISO におきましても Scope3 の算定は任意という状況にございます。

GHG プロトコルの現状を、今回も御参加いただいております CDP ですとか、あるいは TCFD 等で対応しているところではございます。ただ、一方で、16 ページにもございますように、今回井口委員にも御参加いただいておりますが、国際的に財務情報開示の動きの中ではこの Scope3 について算定あるいは開示を求めるという動きが強まっているところでございまして、井口委員にも御参加いただいております ISSB のサステナビリティ関連情報の開示案におきましては Scope3 の排出量を算定・開示することを求めているという案が出ているところでございます。

なお、こちらにつきましては、まずは時価総額 3 兆円以上のプライム企業から徐々に取組を進めるというところになっておりまして、現状の金融庁の案におきましては全プライム企業を対象とするのは 2030 年代以降を予定していると承知しているところでございます。

また、各国においても立場が様々なところがございまして、欧州では Scope 3 の開示の義務化の動きがかなり進んでおりますが、一方で米国証券取引所等におきましては Scope 3 の開示要求が一旦取り下げられているという状況がございます。

なお、17ページでございますが、本日御参加の CDP の回答企業におきましては、多くの企業が Scope3 の部分についても算定・開示を進めているところでございますが、この部分は、全ての 15 のカテゴリーではなくカテゴリーの一部を開示している企業につきましては、CDP に報告いただいているのは取組がかなり進んでいる企業ではございますが、世界的にも 4 割、日本では 8 割近くの企業が何らかのカテゴリーの Scope3 を開示いただいているといった話を聞いているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○大塚座長

ただいまの御説明につきまして委員の皆様から御意見、御質問をいただければと思います。御意見、御質問がございます場合には挙手ボタンをクリックいただければと思います。 井口委員、お願いいたします。

○井口委員

御説明ありがとうございます。任意報告があまり使われていないということで非常に残念な気もいたします。カーボンリサイクル燃料は、GHG プロトコルでも、まだ、取扱いが決まっていないと聞いておりますが、こういったメタネーションを含めて取扱いが増える中、原排出者の方が CO_2 を回収した努力、御尽力というものの背景には排出量を削減したいという思いもあると思います。ですので、利用者が削減価値を持つ場合は世の中へ削減努力を示せないということがありますので、そういう意味では、ここに書いていらっしゃるように任意で開示できる仕組みを整えることによってこういった取組が広がるという点で、良い取組ではないかと思っております。

Scope3 についてもかなり詳細に御説明いただきましたが、SHK 制度が上場企業ではない非上場企業も含むというところで難しいところはあると思いますが、企業の環境リスク、エクスポージャーを表すという意味では、多くの企業さんで Scope1、2 よりも多いということもありますので、我々のような利用者からすると非常に重要な指標となります。また、御説明にありましたように、ISSB 基準とか、あるいは SSBJ 基準の公開素案でもこういった Scope3の開示が求められる状況になり、推計に頼るところは多いと理解しておりますが、こういった開示が広がるような取組は望ましいのではないかと思っております。

簡単ではございますが、以上です。ありがとうございました。

○大塚座長

それでは工藤委員、お願いいたします。

○工藤委員

御説明ありがとうございました。3項目あったと思いますが、まずカーボンリサイクルに 関してこういった任意報告欄に回収量を記入するといった取組を行うことはとても良いこ とだと思っておりますが、ポイントになるのはやはりカーボンリサイクルの様々なエネル ギーというのは、いわゆるサプライチェーンで複数の事業者が介在して形成されているも のであるという大きなポイントがあって、かつ、今やはり日本としてもこういったものの普 及促進を図るということの重要性に鑑みて、まさにそういった算定も含めた情報の信頼性 をどう担保していくのか、そういったデータのチェックの在り方も含めて議論が行われて おりますので、やはり SHK 制度というのは、そのデータの信頼性というものがまず第一義 的に重要だと思っておりますが、その重要性をどう担保しているかというのは、この制度で やるのか若しくは他の関連する制度の中でいろいろと検討するのかといったいろいろなバ リエーションがあると思っておりまして、いずれにせよ、そういった制度、算定方法の信頼 性というものを担保するような形の取組が相互に連携かつ関係性を持って、しっかりとし た情報の確からしさというものが担保されているといったことに留意して、こういった仕 組みというものをうまく活用していただけるといいのではないかという気がしております。 2点目に、実際の任意報告の算定等の参加者が若干少ないのではないかといった話ですけ れども、先ほど経団連の方も御指摘になっていましたが、事業者として一体何を対外的に公

表したいのかといったニーズと、EEGS 等を活用した任意報告制度の情報の開示の仕方といったものをしっかりと考えてやっていくということがやはり大事かと思っております。

EEGS の制度検討の際にも申し上げましたけれども、デジタル化されたということは、逆に言えば紙情報の情報開示ではなく、様々な形態に情報を加工して、伝えたい先に対してよりわかりやすい情報開示の仕方というものが恐らくできると思っています。そうすると、任意報告というのはあくまでも原単位変化の説明といった要素も先ほどありましたけれども、こういった取組をして、これだけの効果を発揮しているといったことを事業者の方が社会に向けていろいろな意味でアピールするといったことがある程度期待されるとするならば、SHK制度を通じた任意報告の情報の開示の社会的認知度が非常に高まるということができれば、おのずと任意報告を行おうという動機づけになってくるのではないかという気がします。明日明後日に変わることではないと思いますが、そういった事業者ニーズと任意報告で報告された情報の開示の仕方といったものを EEGS 等も含めていろいろと御検討いただきながら、事業者の動機づけを、より高めていくといったことが非常に重要なのではないかという気がいたしております。

最後に Scope3 の話でございます。日本の国内制度の中でどのように位置づけるかといったことが個人的にはまだ明確に規定されていない中で、ただし、いろいろな意味でそういった活動等を一定程度推奨しているというのが現状かと思っております。特に算定方法の考え方についてもしっかりと確立するといったところに関して、全ての事業者がそこまでできるかというと、まだそこまでは達していないのではないかというような気がいたしますので、本質的には Scope3 排出量の開示をこういった制度上でやるといった動機づけのある企業の方が仮にいらっしゃるのであるならば、まさにこの任意報告の中で自らが対外的に開示している、例えばウェブサイトのアドレスを記載してもらって、そこからより詳細な事業者の分析内容等に関する情報にアクセスできるようなことが現時点では一つのアイデアとして妥当なやり方かと思っています。

当然のことながら政策・措置の中でこういったものをより促進するというような、いろいろな意味で変更があった場合にはまた考えればいいとは思っておりますが、やはりいろいろな意味でのキャパシティーなり何なりもひっくるめた広範な人たちが一般的に算定・報告できるような状況というものがあるということをある程度念頭に置いて検討すべきだと思っているので、そういう意味では Scope3 は、任意の中で、いま申し上げたようなことを通して社会的な認知度につながるような、言ってみればパスを示すという感じでもいいのではないかと思っている次第です。

私からは以上です。

○大塚座長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。 松川委員、お願いいたします。

○松川委員

まずカーボンリサイクルについては、井口委員もおっしゃっていましたけれども、GHG プロトコルでどのように決まっていくか、炭素除去のガイダンスが2025年の第1クォーターに公表予定と聞いていますので、そこの定義というものがある程度出てくるのだろうと思います。そのときに、どこが一致していてどこが違うのかということを、まだタイミングとして合わせられるのであれば、それを反映したり考慮したりということも必要なのではないかと思います。

CDP の質問書には、GHG プロトコルが段々と徐々に反映されてくると思いますので、 今回答している企業の皆さんにとっては、GHG プロトコルのガイダンスがある一つの指標 になってくるのは事実だと思います。

Scope3 について先ほど杉井室長からもお話がありましたけれども、資料に載せていただいた数字よりも 2023 年の新しい数字ですとやはりもう少し開示が増えていて、年々 Scope3 を開示する企業が増えているというのが現状で、大企業だけではなく、大企業から要請を受けている非上場企業もここには含まれていますので、先ほど商工会議所の方がおっしゃっていましたけれども、非上場の中小企業もサプライチェーンで重要だとバイヤーさんから認識されていれば開示を要求されるということが言えると思います。

Scope1 と Scope2 と Scope3 上流は Scope3 に入れていくということが大きな定義ですので、そういう意味ではやはりサプライヤーさんであっても自社の排出だけではなく自社のサプライチェーン排出というものも見ていくと、そこも評価の対象になると考えればよいかと思います。

ただ、工藤委員もおっしゃっていましたが、算定にはかなり時間やお金もかかるかもしれませんので、ホットスポットを見ていくということと、徐々にできるところから大きな排出をできるだけ少なくしていくという効率的なやり方等も含めて、エンゲージメント等のやり方も、環境省さん等のほかの事業でもいろいろと取組を支援する事業もしていらっしゃると思いますので、ここの広がりとともに開示制度、SHK制度があるということであれば、取組をしながら開示できることがいいかと思います。

ただ、やはりサプライチェーンとなると、CDPの開示の場合は、当然バウンダリーは ISSB と整合したバウンダリーで開示を求めていますので、もしも国内だけということですと除外しているところがどのくらいあるのかということとともに回答しなければいけないので、範囲がやはり少しずれてきます。この点をどのように扱うかということを明確にしながら、いずれ GHG プロトコルで言われている Scope3 の開示を目指していく、バウンダリーも ISSB にあわせて目指していくという取組の最初のステップとして、まず整合した形で、限定的ではありますが、部分的に算定と開示を進めていくということは意味があることだとは思います。

また、任意開示について、どうしてこれほど少ないのかと少し疑問に思っていまして、 CDP の中では先ほど見せていただいたような取組の内容というのは既に質問項目に入って いるようなものがかなり多く、恐らく開示しようと思えば開示できると思います。

また、例えば TCFD 等で言われていたように、移行計画のようなナラティブな情報というのは投資家の皆さんは重要視していますので、そういうことをリスク等も含めて考えていくためにも開示の枠はもっと活用されていくといいと思います。

CDP に回答しているけれども、こちらには書いていないというケースがもしあるとしたら少しもったいないとは思いますが、(SHK制度での) 開示企業が 1 万 3000 社もある中では、CDP の対象とずれている残りの 1 万社くらいの方たちも同じようにここに記載できるということであれば更に意味が大きいと思います。

長くなりましたが、以上です。

○大塚座長

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。 佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

私からは Scope3 についてのみ御意見させていただきたいと思います。私ども自治体業務におきましては市民生活、福祉、教育から様々な公共工事、また、上下水道、交通、ごみ処理も含めて非常に業務の幅が広いということがございます。そういった中で、Scope3 の算定ということになりますと相当ハードルが高いのではないかというところが実感でございます。

ただ、必要性については十分認識しているところではございますが、そういった自治体業務という幅の広さであるとか、あるいは、例えば調達するにいたしましても入札で調達するということで、一定の条件を付すことはできますが、様々にそういった固有な事情といいますか、そういったところもございますので、その点についてはまた様々な状況をお考えいただいた上で、環境整備について検討いただけると有り難いと考えております。

以上でございます。

○大塚座長

ありがとうございます。委員の方々からそれぞれ御意見をいただきましたので、オブザーバーの方からコメント等がございましたらいただきたいと思います。オブザーバーの皆様、いかがでしょうか。

経団連の笠井様、お願いいたします。

○日本経済団体連合会・笠井様

まず任意報告事項の一つとして挙げられている気候変動関連の目標についてです。先ほどの議論とも少し関連しますが、GX リーグを始めとして、様々なバウンダリーに基づく目標があります。そのため、SHK 制度の目標で異なるバウンダリーの目標が開示されることにより、混乱を招きかねないという指摘がございます。任意報告される内容について、バウンダリー等も含め、それぞれの意義や内容が誤解を招くことがないように留意すべきだと思います。

次に、Scope3についてです。事業者によって算定に係るデータや方法が異なりますので、他社との比較はそもそも困難という性質があり、算定にかかるハードルは非常に高いと思っています。環境省様からも排出量の多い少ないが単純によしあしではないという御説明もございました。現状、任意報告事項ということではございますが、引き続き事業者負担に十分留意していただきたいと思います。

また、各国・地域によっても Scope3 の開示を義務化するかどうかという対応は様々であるとの御説明もありましたので、海外の動きを正確に把握しながら進めていただきたいと思います。加えて、前半で杉井室長から Scope3 開示のデータベース化していきたいとのお話もありましたけれども、その点については只今申し上げたような困難や現状を十分に踏まえた上で慎重に議論をしていただきたいと思います。

最後に、CDP の方から御指摘があった任意報告の少なさということに関連して少し申し上げます。そもそもバウンダリーが異なっておりますので算定し直すことが必要であり、大きなハードルとなっております。できるだけ事業者負担を少なくし、かつ有益な制度としていくことが必要であると思います。

以上です。

○大塚座長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。 それでは日本商工会議所の皆藤様、お願いいたします。

○日本商工会議所·皆藤様

私は今年度からこの業務を担当することになった中で、冒頭の説明にございましたけれども、排出権がうまく処理されないというところはなぜだろうということを疑問に思っていたので、今回そこが差し引きで備考欄でも記載されるという形で見えるようになるということは、初心者でも少し見やすくなるのではないかと思います。

一方で、今回の SHK 制度と直接の関わり合いがあるわけではありませんけれども、Scope3 は中小企業にとって非常に大きな懸念点があります。やはりプライムとはいえ、開示が義務化されると、結局中小企業にしわ寄せが行ってしまうのではないかというところが大きく懸念されるところです。

特に下請元請の関係では、やはり上から言われたことについてはしっかりと取り組んでいけなければなりません。そこで、今回の排出権制度全体の中で見た場合、単に言うだけではなく、大手企業やサプライチェーンの中でもつなぐという形で、例えば具体的にはこうしたらいいというような御指導、御支援があるということや、大手企業同士で業界によってある程度統一したルールを定めていただきたいと思っています。仮に、A 社ではこうだけど B 社ではそうではないというようなことがあるとまた大きな混乱にもなってくるのではないかと思いますので、そういった部分は適宜、見直し等も検討していただきたいと思います。以上になります。

○大塚座長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは私から一言申し上げます。任意開示の報告が少ないということに関していろいると御意見をいただいております。CDPでは質問項目の関係でお答えをいただいているけれども、こちらの方に出ていない可能性もあるではないかという御指摘もあり、投資家の方にSHK制度がどのくらい活用されているかということに関して、活用されているところが少ないのであまり任意報告が出てこないということかと思ってお伺いしたいところでございます。これは変わっていく可能性が高いのではないかと思っております。

最後に商工会議所の皆藤様からおっしゃっていただいた話は、結局、Scope3 もただ測っているとか計算しているということではなく、サプライチェーンの間で関係性を出していくということになってきますが、先日、4月に通った EU のサステナビリティのデューデリジェンスの指令は、気候変動の関係で Scope1 から3に関して温室効果ガスの排出削減目標や社内外の関係機関の役割等の記載を伴う形でカーボンニュートラルに向けた移行計画を大企業が作ることを定めており、日本企業も域外適用がありますので影響を受けられるということでございますので、すぐに何かということではないと思いますが、恐らく徐々にこのデューデリジェンスの影響等も出てくるのではないかと思っているところでございます。いろいろと御意見がございましたけれども、事務局からはいかがでしょうか。

○事務局(環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室・杉井室長)

様々な貴重な御意見をありがとうございます。まず CCUS の関係でございますが、工藤 委員からデータの信頼性の部分について御意見を頂戴しました。まだ日本国内では取組が ごく一部の事業者に限られているので、その部分についてデータを確認して取組をすると いうところからスタートさせていただくところではございますが、今後非常にカーボンリ

サイクルの取組が多くなってくるということが想定されますので、それに応じたシステムはしっかりと検討させていただくということを念頭に置いているところでございます。

また、様々な観点で、Scope3 の関係で御意見をいただきました。まずバウンダリーの関係でございますが、当然ながらグローバル企業における Scope3 というのは全世界にわたる一方で、SHK というのは基本的に日本国内で見ている部分がございますので、バウンダリーの違いというのはどうしても出てくるところではございます。そういう意味で、基本的には SHK 制度も任意報告なので、国内外のバウンダリーをあまり制限する形ではなく、国内国外のバウンダリーも含めて報告いただくことも任意報告では変わらないという形にはなっておりますので、任意報告について、こういう形でこの範囲で報告しなさいというようなマニュアルを作ってございませんので、そこはそれぞれの事業者にとってやりやすい形でバウンダリーを御報告いただくことにはなっておりますが、いずれにしてもそこの部分は今後更に任意報告を進めるに当たっては丁寧な対応が必要だとは思っております。

一方で、皆藤委員からも御指摘がありましたように、中小企業の方々にとっては非常に大きな負担だということは事実であるかと思います。直接自らが Scope3 を算定しない場合であっても、Scope3 を算定する上流企業から開示を求められるという動きが強まっているという状況は我々も承知をしているところではございまして、この部分は経済産業省さんとも連携をしながら、様々な形で、サプライチェーン全体での排出算定、あるいは先ほども業界単位という御指摘もございましたけれども、業界でのルール形成等について、様々な形で御支援をさせていただきたいと考えております。

また、工藤委員からも御指摘がありましたが、EEGSとの任意報告の関係で、アピールができる整合性の部分というところが重要だというところはまさに御指摘のとおりかと思っております。結局、任意報告でもございますので企業の皆様がこれを活用してアピールすることにメリットがあるようであれば任意報告が広がる一方で、現状ではそこまでメリットを感じられていないので広がっていないというのはまさに事実だと思いますし、最後に大塚座長から御指摘があったように、それが投資家にとって参考になっているということであればそれを理解して企業の皆様も配慮するというところはポイントになっていると思います。

EEGS での開示がまさに開示されたのが令和3年度の報告で、今の最新の報告が初めての部分もありますので、まだ正直なところ、ここまで情報が見えるということ自体が投資家の皆様も企業の皆様も理解いただいていないという部分が大きいかと思っておりまして、その部分はしっかりといろいろな機会を通じてこれが活用できるということをアピールしつつ、メリットですとか、あるいは企業の皆様が開示したい情報との整合性というところは確保させていただきたいと思いますし、経団連様からもバウンダリーの部分で御指摘がございましたが、そのバウンダリーの違いの部分は、実際のところ任意報告は直接的にバウンダリーという形を設けているものではありませんけれども、恐らくそういった部分が誤解されている部分もあるかと思いますし、実際にバウンダリーがあるという部分もあるかと思いますので、その部分は企業の皆様、あるいは国際基準のバウンダリーとどのように整合性を確保するかという部分も考慮して取組を進めさせていただきたいと思っております。

そういう意味では、企業にとって、Scope3 も含めた任意報告部分というのは企業の排出削減のリスクをポジティブに評価をいただくという部分にとって重要な部分だとは思いますので、引き続き任意報告の拡充についてどういう方策があるかということは検討させていただきたいと思いますし、本日いただきました委員の皆様の意見も非常に貴重だと思っておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

○大塚座長

ありがとうございます。若林参事官から何かございますか。

○事務局(経済産業省環境経済室·若林参事官)

委員の皆様、オブザーバーの皆様、どうもありがとうございました。先ほど経団連の方から GX リーグでの開示の話がございました。GX リーグは基本的に目標の設定等を義務づけている制度ではなく、意欲的に皆様で目標を設定し、それを開示してください、それに向けて様々なトライをしてくださいといった枠組みになっております。その中で、どうしても自社の排出量自体は少し増えてしまうけれども、削減貢献の高い製品等を出しているということを世の中にアピールしたいという声がかなり強く、その中で、任意報告も、例えば削減貢献の製品についての情報であったり、そういったところをむしろ皆さんの方から積極的にやりたいという声もいただいておりまして、その中で、我々が強制しているわけでもなく、皆さんが自由に記述していただいているという形です。

途中で、バウンダリーの違いによる混乱といったお話もいただいていましたけれども、具体的にどういったイメージかということがもしあれば経団連の方々にお聞きしたいと思いました。

以上です。

○大塚座長

せっかくですので第2ラウンドに入りたいと思います。いま若林参事官がおっしゃった点に関しまして経団連の笠井様からバウンダリーに関してどういう混乱があるかという点についてお話しいただけますか。

○日本経済団体連合会・笠井様

バウンダリーの違いがあることによって混乱をするのは、事業者側というよりは情報の受け手だと思っています。SHK制度は、基本的に国内の排出量を報告するという制度の立て付けになっていますので、任意報告の開示を見た情報の受け手が、どのようにその量を考えるかという部分で混乱があり得るのではないかという懸念があります。バウンダリーはGHGプロトコルでもGXリーグでもそれぞれ違っていますので、その点、混乱がないようにという趣旨で申し上げました。

○大塚座長

若林参事官、よろしいですか。

○事務局(経済産業省環境経済室・若林参事官) ありがとうございます。

○大塚座長

ほかに御意見、御質問がございましたらどうぞお願いいたします。少し時間がありますの で御議論ができると思います。

工藤委員、お願いいたします。

○工藤委員

今のいろいろなコメントや質疑にはとても大事な点があったと思っています。最初のプレゼンテーションでも御紹介いただいたとおり、そもそも SHK の制度の原理原則的なところというのは、国内の企業の自主的な取組を促すところがあるということ、それから一定のNBC にも留意していろいろと取り組んでいるという原則のところが実はとても大事だと思っています。

そういった中で経団連の方が御指摘になった、いわゆるバウンダリーの違い云々ということは、結局は公平性の観点からどうかという捉え方があるとは思っていますが、本質的にはそういった数字に対してどういうものかということは、それを開示してくださいといって報告している方々の説明責任に基づいてしっかりと管理するということが恐らくは第一義的ではないかと思っています。ですので、数字だけではなく、これはこういうことで実際の目標を算定しているといった情報をできるだけ開示してもらうことが、ある意味では大事かと思います。

それでもなお、どうしてもギャップが大きいという事情が見込めるのであれば、先ほど杉井室長もおっしゃっていましたが、任意報告の内容ではあるけれども、一定のこういった情報も加味して報告してくださいといった何かしらのガイダンスというものを今後考える必要もあるかもしれません。ですので、その点についてはやはり実情をしっかりと見極めて、不公平性がない形で捉えていくことが継続的に重要かと感じました。

もう 1 点は、やはりこの制度のいろいろな意味での特質として考えるのであれば、誰に向けてこういった情報開示をしているのかというようなことをしっかりと考えることが大事だと思っています。特定のステークホルダーの要求に対して事業者が対応することだけを考えてやっているわけではないので、言ってみれば社会的なニーズであるとか、逆に言いますと事業者が自主的に取組を進めるような、どういったステークホルダーがこういった情報を加味して考えるのか、より幅広い観点でいろいろと考えるというものではないかと思っています。

逆に言いますと、特定の目的、特定のステークホルダー等に対して追加的にこういったことをやらなければいけないといった話は、恐らくはこの SHK 制度のスコープから少し外れるのではないかと思います。それはそれで別途しっかりとフォローしていくような形が出てくるのではないかと思っています。

先ほどのカーボンリサイクルの海外のルールという話と、国内でもしっかりといろいろなところで検討されている、信頼性を担保するような制度の検討というものがありますが、そのあたりで政策的にまずはどちらをいろいろな意味で優先して考え、かつ海外が対応した場合にはどのように考えるのかといった、政策的な位置づけといいますか、今の取り組み方の視点というものをしっかりと留意して検討していくことが大事ではないかと感じました。

以上です。

○大塚座長

ありがとうございます。それでは井口委員、お願いいたします。

○井口委員

今、工藤委員がおっしゃったことと近いかもしれませんが、先ほど事務局からの御説明の中で投資家等が見ることがあまりないということも任意報告が少ない一因になっているのではないかということをおっしゃっていました。私も、皆さんの議論を聞くまではっきりと理解していませんでしたが、例えば CDP は投資家を含めて皆さんが見ていますが、SHK 制

度では、そのバウンダリーが国内だけなど狭くなってきたりする中、どちらを見るかというと、やはり CDP のデータ等を見に行くということになってしまうということがあると思います。 GHG プロトコルとバウンダリーや測定方法が違うと、投資家として、有用な情報ではなくなってしまうということになります。 SHK 制度における任意報告を、どのように位置づけていくかということは、投資家の観点からは、今、申し上げたことになってきますが、別の観点もあるかもしれませんので、まず、任意報告をどのように位置づけていくかということを明確にすることが重要ではないかと思いました。

○大塚座長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。 松川委員、お願いいたします。

○松川委員

サプライチェーンのところで、この SHK 制度と直接どのように関わらせていけるかはわ かりませんけれども、先ほど商工会議所の方がおっしゃっていたことに関連して、すごく良 い御指摘だと思いますが、グローバルのサプライチェーンを私も CDP の中でも特に専門に やっていますが、そのときに重要なのは、どちらにしても Scope3 はバーチャルなので、そ れが年々下がっていけば、そのサプライヤーさんに対してはバイヤーから評価ができると いうことが現れればいいのですが、それをどうやっていくかということや、今後はこちらの 市場に対して一緒に開発をしていこうということや、そういうエンゲージメントが最も重 要で、そのためにやっているようなものなので、数値の絶対値としては、しっかりと報告は されないといけませんけれども、それよりも対話を通じて最終的にはネットゼロ社会にす るためにみんなが削減をして、その削減が評価される、これが反映されるのが Scope3 なの で、これを踏まえて、SHK 制度の中でも何を回答してもらったらいいのかということを考 えていくと、開示する方、それからそれを見ていく方、そしてバイヤーというのが、若林参 事官もおっしゃっていましたけれども、経済の中でそこが評価されるというものが現せら れる Scope3、Scope3 というのは GHG プロトコルの固有名詞ですから、ここではサプライ チェーン排出というようになるかと思いますが、バウンダリーの違い等はうまく解消しな がら、どちらかに合わせるとか、差をきちんと明確にするというような形で、ただ、エンゲ ージメントは、そういった意味ではセットにして考えていけるといいとは思います。 以上です。

○大塚座長

ありがとうございます。事務局から何かございますか。

○事務局 (環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室・杉井室長)

特に、今まさに工藤委員、井口委員、松川委員がおっしゃったように、SHK 制度のターゲットがどこかということは非常に重要な御指摘だと認識しております。確かに投資家もターゲットの一つにはなり得ると思いますが、SHK 制度は広く全般に情報が、特に EEGS 制度ができたことによって誰でも気軽にホームページ上で数字を確認できるというようなインフラが整ったところもございますので、そういう意味では、投資家だけではなく、広く一般にこの数字を見ていただくという反面、それを見ていただく結果として企業の皆様にとってどういう部分が重要か、わざわざ企業のホームページに飛ばなくてもそれぞれの業界全体の数字も見られるものでもございますので、そういった部分も含めてどういうもの

が任意開示として重要かということも含めてしっかりと在り方については検討していきたいと思っています。貴重な御意見をありがとうございました。

また、先ほど1点言及し忘れた部分があったかと思います。佐々木委員から、自治体の部分についてScope3は難しいという部分の御指摘をいただきました。確かにそのとおりだと思っております。まだ自治体の部分についてわかりやすいマニュアルといったものが、正直環境省もまだScope3を算定できていないような状況でもございますので、そこは今後の課題として、特にそういう意味で幅広いところについて、自治体の部分も当然ホットスポットをつかむことが重要だとは思っておりますので、その部分はどういった支援の仕方、あるいは提示の仕方があるかということは検討させていただきたいと思います。

○事務局(経済産業省環境経済室·若林参事官)

バウンダリーの違いによって投資家が捉えるメッセージが変わってくるというところについては、やはりそこに入っている企業群がどういうものであるか、その情報の質がどういうものであるかということは、情報のプラットフォームを作っている我々側もそこをはっきりさせた上で、投資家の方々、あるいはそれ以外の方々にその情報の持つ意味をしっかりと伝えていくことが重要かと感じたところです。

私からは以上です。

○大塚座長

ありがとうございます。任意報告の部分はまだまだ検討すべきことはたくさん残っていると思いますが、任意報告事項としてカーボンリサイクル燃料にかかる CO_2 回収量等の追加については、事務局からの案のとおり見直す方向で進めていってよろしいでしょうか。御異議はございますか。

特に御異議はないようですので、見直す方向で進めていっていただければと思います。 それでは今後の予定等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(環境省地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室・杉井室長)

本日は貴重な御議論を頂戴しましてまことにありがとうございます。特に直接・間接排出の部分につきましては、いただいたコメントを踏まえまして制度導入に向けては丁寧に対応させていただきたいと考えております。

なお、本日の議事録につきましては事務局で作成の上、委員及びオブザーバーの皆様に御 確認をいただいた後、環境省ホームページに掲載させていただきたいと思います。

なお、次回検討会につきましては詳細が決まり次第、御連絡申し上げます。本日いただいた任意報告の意見等も十分に参考にした上で今後の制度見直しについて事務方でもしっかりと検討させていただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○大塚座長

それではこれにて閉会といたします。本日は活発な御議論をいただきましてまことにありがとうございました。

(了)